

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表  
計算書類の個別注記表  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.unipos.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

Unipos株式会社

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 Unipos GmbH

なお、2021年1月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるUnipos GmbHを清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Unipos GmbHの決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しており、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15年～23年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

###### b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ②重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ③収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

a. 広告事業

広告事業は主にインターネット広告の販売をする事業であり、顧客との役務提供契約に基づき、メディアへの広告配信・広告出稿を提供する義務があります。当該履行義務は、主にメディアに広告が配信・出稿された時点で充足されることから、当該配信・出稿時点において収益を認識しております。

なお、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

b. Unipos事業

Unipos事業は主に相互評価・賞賛のためのサービスであるUniposを提供する事業であり、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められたサービス提供期間にわたり充足することから、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、重要な金融要素を含んでおりません。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準等」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前連結会計年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準等」の適用に伴う変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する

会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「9. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

未払金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、その他(前連結会計年度135,471千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、未払金(当連結会計年度158,221千円)として表示しております。

支払手数料の表示方法は、従来、連結損益計算書表上、支払手数料(前連結会計年度870千円)として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、その他(当連結会計年度1,524千円)に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 6. 連結貸借対照表に関する注記

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を取引銀行2行と締結しております。連結会計年度における当座貸越契約に関わる借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

#### 7. 損益計算書に関する注記

##### (1) 新株予約権戻入益

新株予約権戻入益は、ストック・オプションの権利失効による戻入益によるものであります。

##### (2) 本社移転費用

本社移転費用は、本社移転の決定に伴い解約違約金相当額を計上したことによるものであります。

#### 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	12,967,400株
A種優先株	3,800株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

##### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	162,000株
------	----------

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の全てが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に本社移転のための設備投資に係る資金調達であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金利スワップにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 ( ※ )	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	371,173	360,515	△10,657
② 役員に対する長期貸付金	7,970	7,898	△71
③ 長 期 貸 付 金	11,847	11,742	△105
④ 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(724,608)	(720,547)	△4,060

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される、当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金及び保証金	-	360,515	-	360,515
役員に対する長期貸付金	-	7,898	-	7,898
長期貸付金	-	11,742	-	11,742

長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含 む）	-	720,547	-	720,547
--------------------------------	---	---------	---	---------

注1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

注2. 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

① 敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを残存期間及び国債の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 役員に対する長期貸付金 ③ 長期貸付金

これらの時価は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を日本円TIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ 長期借入金

これらの時価は、元利息の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | △145円96銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △195円79銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)

資本金の額の減少について2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第10回定時株主総会に、「資本金の額の減少(減資)の件」を付議することを決議いたしました。

#### ①資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

#### ②資本金の額の減少の要領

##### a.減少する資本金の額

2022年5月26日現在の資本金の額2,871,175,108円を2,821,175,108円減少し、50,000,000円といたします。

##### b.資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ③資本準備金の額の減少の要領

##### a.減少する資本準備金の額

2022年5月26日現在の資本準備金の額2,866,175,108円を2,821,175,108円減少し、45,000,000円といたします。

##### b.資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### ④剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えてたその他資本剰余金の金額の一部3,914,409,196円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損の填補に充当いたします。

#### ⑤資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- |            |                |
|------------|----------------|
| a.取締役会決議日  | 2022年5月26日     |
| b.定時株主総会決議 | 2022年6月29日(予定) |
| c.減資の効力発生日 | 2022年9月30日(予定) |

### (2) ストックオプション(新株予約権)発行

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

①ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の中長期的な業績向上に対する意識や意欲を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社従業員に対して、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社が過去において発行した以下のストックオプション（新株予約権）について、昨今、当社株価が権利行使価格を大きく下回っており、インセンティブとしての価値が減じてしまっていることから、各割当て対象者から2022年4月21日時点で未行使のストックオプション（新株予約権）を放棄する旨の申し出がなされている場合に限り、今回において同株式数分のストックオプション（新株予約権）を発行し、各割当て対象者に新規に割当てることといたしました。今回のスキームにより過去のストックオプション（新株予約権）のインセンティブとしての価値を再定義し、将来の成長を分かち合うべく一同邁進することによって、一層の株主価値の増大を図っていく所存であります。

・第3回新株予約権

2016年9月2日当社臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議

行使価額 504円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 5,500個（普通株式22,000株）

・第4回新株予約権

2016年9月2日当社臨時株主総会決議並びにB種及びC種種類株主総会決議

行使価額 504円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 500個（普通株式2,000株）

・第5回新株予約権

2018年6月27日当社定時株主総会決議

行使価額 950円

権利放棄の対象となる新株予約権の数 106個（普通株式42,400株）

以下「②. 新株予約権の発行要領」に記載の割当て対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数及びその目的株式数につきましては、上記の第3回、第4回及び第5回新株予約権が全て放棄され、今回、同株式数分のストックオプション（新株予約権）を発行することを前提としたものであります。

②. 新株予約権の発行要領

a 新株予約権の割当て対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社従業員 122名 2,386個

b 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

会社普通株式238,600株とする。

なお、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。

c 新株予約権の数

2,386個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項b.に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

d 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

なお、適正な公正価値によるストックオプションであること、ならびに職務執行の対価として新株予約権を付与するものであり、会社が付与対象者から役務提供という便益を受けていることから、無償で発行することとすることが、有利発行には該当しない。

e 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における会社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、会社が会社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは会社の発行済普通株式総数から会社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

f 新株予約権を行使することができる期間

2024年5月7日から2032年5月6日までとする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

g 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社若しくは会社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、会社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ. 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

ハ. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

h 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

イ. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 会社の発行済株式の総数の50%以上を保有する株主（複数名で50%以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合（株式交付による場合を除く。）には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ハ. 会社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは会社の定款上必要な会社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ニ. 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

ホ. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

i. 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役。

ii. 会社又は子会社の使用人。

iii. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者。

ヘ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

i. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

ii. 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

iii. 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。

iv. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

- v. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- vi. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- vii. 権利者につき解散の決議が行われた場合。
- viii. 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- ix. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。
- ト. 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - i. 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
  - ii. 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。

チ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、会社取締役会の承認を必要とする。

ジ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

カ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ク 新株予約権の割当日

2022年5月6日

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスの名称	売上高
---------	-----

広告事業	876,015
Unipos事業	577,927
外部顧客への売上高	1,453,943

(注) 1. 広告事業には、広告代理サービス、メディアグロースサービス、ソリューションサービス、ウェブサービス (Unipos除く) が含まれております。

2. Unipos事業には、初期費用等の一時的売上と利用料金等継続課金による収益であるストック売上が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

〔1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)「会計方針に関する事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。〕

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	517,568	131,951
契約負債	23,415	33,894

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれており、契約負債は「その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債23,415千円は当連結会計年度の収益として計上されております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



### 13. その他の注記

#### (1) 資産除去債務に関する注記

##### ①資産除去債務の概要

当社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

##### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

当社オフィスの使用見込期間を取得から21年と見積り、割引率は0.049%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### ③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,971千円
資産除去債務の履行による減少額	△97,543千円
時の経過による調整額	541千円
期末残高	－千円

#### (2) 減損損失に関する注記

当社は、以下資産グループについて減損損失を計上いたしました。

##### ① 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区及び渋谷区	共用資産	建物・建物附属設備・工具器具 備品・一括償却資産
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア・のれん

##### ② 減損損失に至った経緯

本社の移転決定に伴い、将来使用見込みのなくなった共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。また、その他の新本社を含む共用資産及び事業用資産については、広告代理サービスの停止による収益性の低下に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。

##### ③ 減損損失の金額

建物	304,689千円
建物附属設備	142,235千円
工具器具備品	34,493千円
一括償却資産	5,885千円
ソフトウェア	370,038千円
のれん	5,682千円
合計	863,025千円

##### ④ 資産のグルーピングの方法



事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、本社等の全社資産については共用資産としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については使用価値により測定しておりますが、いずれも将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零として評価しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 15年～23年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、関係会社への債権の貸倒による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額についても貸倒引当金として計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

##### ① 広告事業

広告事業は主にインターネット広告の販売をする事業であり、顧客との役務提供契約に基づき、メディアへの広告配信・広告出稿を提供する義務があります。当該履行義務は、主にメディアに広告が配信・出稿された時点で充足されることから、当該配信・出稿時点において収益を認識しております。

なお、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

② Unipos事業

Unipos事業は主に相互評価・賞賛のためのサービスであるUniposを提供する事業であり、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められたサービス提供期間にわたり充足することから、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準等」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(2018年3月30日)等については前事業年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準等」の適用に伴う変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

未収消費税の表示方法は、従来、貸借対照表上、その他(前事業年度12,251千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、未収消費税(当事業年度96,159千円)として表示しております。

未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、未収入金(前事業年度118,399千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、その他(当事業年度36,535千円)として表示しております。

支払手数料の表示方法は、従来、損益計算書表上、支払手数料(前事業年度742千円)として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、その他(当事業年度1,085千円)に含めて表示しております。

**4. 会計上の見積りに関する注記**

該当事項はありません。

**5. 会計上の見積りの変更に関する注記**

該当事項はありません。

**6. 貸借対照表に関する注記**

- (1) 取締役に対する金銭債権  
長期金銭債権 7,970千円

**7. 損益計算書に関する注記**

- (1) 関係会社との取引高  
営業取引以外の取引高 5,547千円
- (2) 新株予約権戻入益  
新株予約権戻入益は、ストック・オプションの権利失効による戻入益によるものであります。
- (3) 本社移転費用  
本社移転費用は、本社移転の決定に伴い解約違約金相当額を計上したことによるものであります。

**8. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 11,176株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前払費用	84,831千円
有形固定資産減損損失	121,829千円
ソフトウェア減損損失	171,535千円
繰越欠損金	1,062,532千円
繰越欠損金（地方税）	4,846千円
その他	29,219千円
繰延税金資産小計	1,474,794千円
評価性引当額	△1,474,794千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Unipos GmbH	所有 直接 100.0%	資金の援助	債権放棄 (注) 1.	205,994	-	-

(注) 1. 債権放棄については、当事業年度に取締役会決議をもって行ったものであり、同社に対する債権 205,994千円を放棄しております。なお、当事業年度において19,027千円の貸倒引当金を計上し、同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引について重要なものはありません。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | △146円09銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △196円22銭 |

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)

資本金の額の減少について2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第10回定時株主総会に、「資本金の額の減少(減資)の件」を付議することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表11 重要な後発事象に関する注記(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分(減資)」に記載しております。

- (2) ストックオプション(新株予約権)発行

2022年4月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表11 重要な後発事象に関する注記(2) ストックオプション(新株予約権)発行」に記載しております。

#### 13. 収益認識に関する注記

連結注記表の「12. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 14. その他の注記

- (1) 資産除去債務に関する注記

連結注記表の「13. その他の注記(1) 資産除去債務に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

- (2) 減損損失に関する注記

連結注記表の「13. その他の注記(2) 減損損失に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。